

宮津市公報

令和2年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

規 則

- 25 宮津市財務規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 105 市道路線の区域変更 1
106 宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱 2
107 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する市長が指定する行事 4
108 市道路線の供用開始 4
109 宮津市議会定例会の招集 4
110 指定居宅介護支援事業者からの事業の廃止届出 4
111 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託に係る取扱者の変更届出 4

公 告

- 37 農用地利用集積計画の縦覧 5
38 令和2年度宮津市職員採用試験【前期試験】の合格者 5
39 大型特殊車両売払に係る一般競争入札 5
40 令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項 10

教 育 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集 15

農 業 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市農業委員会定例総会の招集 15

規 則

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 13 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第25号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

<p>「</p> <table border="1"> <tr><td>8 報償費</td></tr> <tr><td>9 旅費</td></tr> <tr><td>10 交際費</td></tr> <tr><td>11 需用費</td></tr> <tr><td>12 役務費</td></tr> <tr><td>13 委託料</td></tr> <tr><td>14 使用料及び賃借料</td></tr> <tr><td>15 工事請負費</td></tr> <tr><td>16 原材料費</td></tr> <tr><td>17 公有財産購入費</td></tr> <tr><td>18 備品購入費</td></tr> <tr><td>19 負担金補助及び交付金</td></tr> <tr><td>20 扶助費</td></tr> <tr><td>21 貸付金</td></tr> <tr><td>22 補償補てん及び賠償金</td></tr> <tr><td>23 償還金利子及び割引料</td></tr> <tr><td>24 投資及び出資金</td></tr> <tr><td>25 積立金</td></tr> <tr><td>26 寄附金</td></tr> <tr><td>27 公課費</td></tr> <tr><td>28 繰出金</td></tr> </table> <p>」</p>	8 報償費	9 旅費	10 交際費	11 需用費	12 役務費	13 委託料	14 使用料及び賃借料	15 工事請負費	16 原材料費	17 公有財産購入費	18 備品購入費	19 負担金補助及び交付金	20 扶助費	21 貸付金	22 補償補てん及び賠償金	23 償還金利子及び割引料	24 投資及び出資金	25 積立金	26 寄附金	27 公課費	28 繰出金	を	<p>「</p> <table border="1"> <tr><td>7 報償費</td></tr> <tr><td>8 旅費</td></tr> <tr><td>9 交際費</td></tr> <tr><td>10 需用費</td></tr> <tr><td>11 役務費</td></tr> <tr><td>12 委託料</td></tr> <tr><td>13 使用料及び賃借料</td></tr> <tr><td>14 工事請負費</td></tr> <tr><td>15 原材料費</td></tr> <tr><td>16 公有財産購入費</td></tr> <tr><td>17 備品購入費</td></tr> <tr><td>18 負担金補助及び交付金</td></tr> <tr><td>19 扶助費</td></tr> <tr><td>20 貸付金</td></tr> <tr><td>21 補償補てん及び賠償金</td></tr> <tr><td>22 償還金利子及び割引料</td></tr> <tr><td>23 投資及び出資金</td></tr> <tr><td>24 積立金</td></tr> <tr><td>25 寄附金</td></tr> <tr><td>26 公課費</td></tr> <tr><td>27 繰出金</td></tr> </table> <p>」</p>	7 報償費	8 旅費	9 交際費	10 需用費	11 役務費	12 委託料	13 使用料及び賃借料	14 工事請負費	15 原材料費	16 公有財産購入費	17 備品購入費	18 負担金補助及び交付金	19 扶助費	20 貸付金	21 補償補てん及び賠償金	22 償還金利子及び割引料	23 投資及び出資金	24 積立金	25 寄附金	26 公課費	27 繰出金
8 報償費																																												
9 旅費																																												
10 交際費																																												
11 需用費																																												
12 役務費																																												
13 委託料																																												
14 使用料及び賃借料																																												
15 工事請負費																																												
16 原材料費																																												
17 公有財産購入費																																												
18 備品購入費																																												
19 負担金補助及び交付金																																												
20 扶助費																																												
21 貸付金																																												
22 補償補てん及び賠償金																																												
23 償還金利子及び割引料																																												
24 投資及び出資金																																												
25 積立金																																												
26 寄附金																																												
27 公課費																																												
28 繰出金																																												
7 報償費																																												
8 旅費																																												
9 交際費																																												
10 需用費																																												
11 役務費																																												
12 委託料																																												
13 使用料及び賃借料																																												
14 工事請負費																																												
15 原材料費																																												
16 公有財産購入費																																												
17 備品購入費																																												
18 負担金補助及び交付金																																												
19 扶助費																																												
20 貸付金																																												
21 補償補てん及び賠償金																																												
22 償還金利子及び割引料																																												
23 投資及び出資金																																												
24 積立金																																												
25 寄附金																																												
26 公課費																																												
27 繰出金																																												

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年度以後の予算に関する支出の会計事務について適用する。

告 示

宮津市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。な

お、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和2年8月5日から令和2年8月19日まで縦覧に供する。

令和2年8月5日

宮津市長 城崎雅文

路線名	道路の区域			
	区間	変更の 前後別	敷地幅員(m)	延長(m)
城東	(起点) 宮津市字波路 2207-7	前	4.0~16.0	1,334.5
	(終点) 宮津市字鶴賀 2158-7	後	4.0~16.0	1,438.0

* * *

宮津市告示第106号

宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和2年8月5日

宮津市長 城崎雅文

宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した市内の飲食店等の経済的支援を行うとともに、市民生活を支援するため、飲食店等応援商品券の発行、配付等の事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等応援商品券 前条の目的を達成するために市によって発行された券種をいう。
- (2) 取引 次号に定める商品券取扱店舗において、サービスや料理等の提供の対価の弁済手段として飲食店等応援商品券を使用する取引をいう。
- (3) 商品券取扱店舗 取引により得た飲食店等応援商品券の換金を申し出ることができる事業者として市に登録された者をいう。

(配付対象者)

第3条 飲食店等応援商品券（以下「商品券」という。）の配付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年8月1日（以下「基準日」という。）において、宮津市の住民基本台帳に登録されている者
 - (2) 基準日の翌日から令和3年1月31日までの間に誕生し、本市の住民基本台帳に出生により登録された者
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日から商品券の配付日までの間に死亡又は国外転出し、他に同一世帯員がいない者は、配付対象者としなない。

(商品券の額)

第4条 商品券の券面金額は、1枚500円とする。

(商品券の配付)

第5条 商品券は、原則として配付対象者の属する世帯の世帯主に世帯員数分配付するものとする。

- 2 配付する商品券は、配付対象者1人当たり4枚(2,000円相当)とする。ただし、配付対象者が、基準日において18歳未満の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)又は第3条第1項第2号に該当する者にあつては6枚(3,000円相当)とする。

- 3 市長は、利用者に対して配付した商品券の紛失、棄損等による商品券の再交付は行わないものとする。

(商品券の使用範囲等)

第6条 商品券は、商品券取扱店舗との取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項の規定は、商品券の私人に対する無償譲渡を妨げるものではない。
- 3 商品券は、1,000円の取引ごとに1枚使用することができる。ただし、1,000円未満の取引に限り1枚使用することができる。
- 4 商品券を500円未満の取引に利用した場合、取引差額を受け取ることができない。
- 5 商品券の使用期間は、商品券が届いた日から令和3年2月28日までとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により商品券を取得又は使用した者があるときは、その者から当該未使用の商品券又は取引において使用した商品券の相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

(商品券取扱店舗の登録資格)

第8条 商品券取扱店舗として登録できる者は、飲食店等(主たる取扱品が飲食物以外の場合を除く。)及び宿泊施設とする。

(商品券取扱店舗の登録)

第9条 商品券取扱店舗の登録をしようとする者は、宮津市飲食店等応援商品券取扱店舗登録申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、宮津市飲食店等応援商品券取扱店舗登録通知書を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第10条 商品券取扱店舗は、登録内容を変更する場合は、宮津市飲食店等応援商品券取扱店舗変更登録申出書を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第11条 商品券取扱店舗は、登録を辞退する場合は、宮津市飲食店等応援商品券取扱店舗辞退届を市長に提出しなければならない。

- 2 商品券取扱店舗は、前項の辞退をした場合であっても、既に取引により受け取った商品券については第14条に規定する換金手続を行うことができる。

(商品券取扱店舗の遵守事項)

第12条 商品券取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の使用を拒まないこと。
- (2) 商品券を金銭その他の有価物と交換、譲渡、売買(仕入れ等)するほか、本要綱の目的に反すると認められる行為をしないこと。
- (3) 商品券の偽造その他不正使用が疑われる場合は取引を行わず、直ちに市長に報告すること。

(登録の取消)

第13条 市長は、商品券取扱店舗が、虚偽又は不正の方法により登録申込又は換金手続若しくはその他本要綱の規定に反する行為をしたと認めるときは、当該商品券取扱店舗の登録を取り消すものとする。

(使用済商品券の換金手続)

第14条 市長は、取引において商品券が使用された場合は、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 商品券取扱店舗は、取引において受け取った商品券を市長に提出して、券面記載の金額での換金を令和3年3月15日までに申し出なければならない。

(使用済商品券の失効)

第15条 使用済の商品券が、商品券取扱店舗の責により次のいずれかに該当した場合は、前条に規定する換金手続はできないものとする。

- (1) 紛失、盗難、その他故意又は過失により滅失したとき。
- (2) 換金申出期限を超過したとき。
- (3) 欠損又は汚損等により、商品券に印字された5桁の識別番号が確認できないとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、宮津市飲食店等応援商品券取扱店舗登録申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第107号

宮津市市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）第2条の規定による改正後の宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）附則第24条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年8月20日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和2年8月24日から令和2年9月8日まで縦覧に供する。

令和2年8月24日

宮津市長 城崎雅文

路線名	供用の開始区間	供用開始の期日
城東線	宮津市字鶴賀小字鶴賀町2161-20地内 (宮津市字鶴賀小字鶴賀町2146-19地先～ 宮津市字鶴賀小字鶴賀町2161-1地先)	令和2年8月24日

* * *

宮津市告示第109号

令和2年第6回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月25日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期日 令和2年9月1日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第110号

次の指定居宅介護支援事業者から、介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年8月27日

宮津市長 城崎雅文

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 事業者の名称 | 社会福祉法人香南会 |
| 2 介護保険事業所番号 | 2672100191 |
| 3 事業所の名称 | ケアプランセンター由良 |
| 4 事業所の所在地 | 京都府宮津市字由良878番地 |
| 5 廃止年月日 | 令和2年8月31日 |
| 6 サービスの種類 | 居宅介護支援 |

* * *

宮津市告示第111号

令和2年7月10日付け宮津市告示第98号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から取扱者の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和2年9月1日

宮津市長 城崎雅文

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 山田 貴弘

変更後 橋本 栄一

2 変更日

令和2年9月1日

公 告

宮津市公告第37号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年8月11日付け宮農委第24号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年8月12日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年8月12日

至 令和2年8月26日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第38号

令和2年度宮津市職員採用試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和2年8月14日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

A1006 D4001 H4101 E5001

F6003 G8007

————— * * * —————

宮津市公告第39号

大型特殊車両売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和2年8月20日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 売払車両

ア フォークローダー（主に粗大ごみ処理施設で使用）

項目	自動車検査証登録内容
車名及び車台番号	小松 M025A-83207
型式	M025A
原動機の型式	6D95L
初度登録年月	平成16年3月（平成6年12月に新車で購入）
自動車の種別	大型特殊
用途	—

自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	フォーク・ローダ
乗車定員	1人
最大積載量	-kg
車両重量、車両総重量	6770kg 6825kg
寸法（長さ、幅、高さ）	513cm 193cm 270cm
前前軸重	3460kg
後後軸重	3310kg
総排気量又は定格出力	4.89リットル
燃料の種類	軽油
自動車検査証の有効期間の満了する日	令和3年11月21日
その他	バケット1つを含む

イ フォークリフト（主にリサイクルセンターで使用）

項目	自動車検査証登録内容
車名及び車台番号	リンデ D011226
型式	D01L
原動機の型式	A
初度登録年月	平成14年9月（平成14年9月に新車で購入）
自動車の種別	大型特殊
用途	—
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	フォーク・リフト
乗車定員	1人
最大積載量	-kg
車両重量、車両総重量	4910kg 4965kg
寸法（長さ、幅、高さ）	398cm 164cm 300cm
前前軸重	3170kg
後後軸重	1740kg
総排気量又は定格出力	2.70リットル
燃料の種類	軽油
自動車検査証の有効期間の満了する日	令和2年9月23日
その他	バケット1つを含む

(2) 売払に関する条件

- ア 売払車両は現状有姿で、上表によるものとし、落札後の異議は認めないものとする。
- イ 入札後において、かしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとする。
- ウ 引取時には、トラブル防止のため落札者若しくは代理人が必ず立ち会うこと。
- エ 車両使用等に係る法的規制や必要な事項は、各自で調査すること。
- オ 清掃工場閉鎖から約6か月使用していないため、各パーツ等の劣化や固着が予想されるので、できるだけ事前見学会で確認すること。
- カ 引取に係る回送費等運搬費用やその他一切の手数料は、入札金額に含めないこと。
- キ 落札した物件は契約締結後、30日以内に引き取る。ただし、やむを得ず30日以内に引き取りに來られない場合は、必ず「保管依頼書」を提出すること。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
 - イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
 - ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者
 - オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- 3 入札の参加申込み
- 入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。
- (1) 受付期間 令和2年9月7日（月）から令和2年9月15日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 受付場所 宮津市市民部市民課環境衛生係（本館1階）
 - (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（入札参加証）
※受付印が押印されたものを入札参加証とする。必ず電話連絡先も記入すること。
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市市民部市民課環境衛生係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。
- 4 売払車両の現地見学会
- 令和2年9月3日（木）の午前9時から午前11時まで。宮津市清掃工場（宮津市字波路597番地）において車両の見学会を行うので、入札に参加しようとするものは時間内に来場すること。見学にかかる事前申込み及び予約は不要。
- 5 入札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和2年9月18日（金） 午前11時開始
※受付を午前10時30分から午前10時50分までに行うこと。
 - (2) 場 所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。
 - (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
 - (3) 落札者が納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結したときに、金額を契約保証金に充当するものとする。
 - (4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保

証金は宮津市に帰属し、返還しない。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

7 入札日に持参するもの

(1) 入札参加申込書（入札参加証）※受付印があるもの

(2) 入札保証金（入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ））

(3) 印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

(4) 委任状（代理人が入札する場合のみ）

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。

入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。

(5) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

8 入札の方法

(1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札の受付は、入札会当日の午前10時30分から午前10時50分までとする。

(3) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。

(4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければならない。

(5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用すること。

(6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。

(7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入すること。

(8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とするものであること。）

(10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出すること。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

10 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

12 入札の変更等

(1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札実施要項に違反した入札

13 契約の締結

- (1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から14日以内に、宮津市市民部市民課において、別添「市有財産売買契約書」により契約を締結するものとする。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとする。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とする。
- (2) 契約保証金は、契約保証金を控除した売買代金を完納したときに売買代金の一部に充当するものとする。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しない。

15 車両の名義変更手続

- (1) 落札車両の名義変更手続は、売買代金の支払が完了したときとする。
- (2) 落札車両は名義変更が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 名義変更は、売買代金の支払後、速やかに宮津市が行う。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とする。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがある。

17 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができない。

18 契約上の特約

- (1) 落札者は、売買車両を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える用に供し、又はこ

これらの用に供されることを知りながら、売買車両の所有者を第三者に移転し、若しくは売買車両を第三者に貸してはならない。

(2) 落札者は、売買車両を第三者に所有権を移転する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

19 落札者は、本実施要項18に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければならない。

20 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札車両の名義変更手続前に、落札車両に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

21 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。

22 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによる。

23 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市市民部市民課環境衛生係（本館1階）
電話 0772-45-1617

* * *

宮津市公告第40号

宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項

令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】を次のとおり実施します。

令和2年8月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方
一般事務職 (障害者対象)	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ 上記①、②及び③の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
建築技術職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	<p>次の要件①及び②を満たす方</p> <p>① 昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方</p> <p>② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和2年8月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> <p>【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住支援業務の経験者 ・ 地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・ 広報活動、情報発信業務の経験者 など
一般事務職 (障害者対象)	<p>次の要件①、②及び③を満たす方</p> <p>① 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方</p> <p>② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和2年8月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> <p>③ 次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>(2) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>※ 上記(1)、(2)及び(3)の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。</p>

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (障害者対象)	若干名
建築技術職	若干名
土木技術職	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和2年10月18日（日） 午前8時30分（午前8時20分集合）	令和2年11月14日（土） 又は11月15日（日） ※予定
場 所	宮津市地域ささえあいセンター	宮津市役所

■ 一般事務職（障害者対象）の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

■ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間(高校卒は1時間30分)
建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法 規、建築施工
土木 (大学、短大、高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を 含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和2年8月31日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
一般事務職(障害者対象)	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な 思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準 備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分

作 文	<p>作文については、下記の記入要領に基づき、<u>試験日当日に持参し、提出してください。</u></p> <p>【作文の記入要領】</p> <p>課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」</p> <p>上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。)</p> <p>(1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識</p> <p>(2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか</p>
-----	--

第2次試験

① 身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和2年8月31日以後に診断されたものに限る。)

② 個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、令和4年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和3年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和2年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書(写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き)</p> <p>②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④該当する手帳の写し(一般事務職(障害者対象)受験者のみ。)</p>
	<p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書(写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き)</p> <p>②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤該当する手帳の写し(一般事務職(障害者対象)受験者のみ。)</p>

郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和2年8月31日(月)から令和2年9月25日(金)まで

(受付時間) 午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、9月25日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受験票は、募集期間終了後に申込者へ郵送しますが、10月9日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人工内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和2年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772) 45-1603

代表番号 (0772) 22-2121 内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図(略)

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第10号

令和 2 年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 18 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 24 日 (月) 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4 階第 4 コミュニティルーム)

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 9 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 3 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 11 (火) 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室 (別館 3 階)
- 3 議 題
議案第 23 号 非農地証明交付申請の承認について
議案第 24 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) の決定について